

小豆島町主体的にがんばる事業者販路開拓支援補助金 必要書類一覧

	必要書類	備考
☐	【様式第1号】 小豆島町主体的にがんばる事業者 販路開拓支援補助金交付申請書兼請求書	
☐	【様式第2号】 事業実績報告書	事業の履行状況が確認できる <u>写真を添付</u>
☐	【様式第3号】 納税情報の照会に関する同意書	
☐	展示会等の概要が分かる資料（パンフレット、出展案内等）	
	補助対象経費の確認書類	
	（1） <u>展示会等出展に係る経費</u> ・会場借上料等	
	（2） <u>広告宣伝費</u> ・PR 資材作成費等	当該経費において作成した <u>成果物（チラシ等）が分かる資料を添付</u>
	（3） <u>旅費</u> ・交通費、宿泊費	
	（4） <u>雑役務費</u> ・マネキン費、通訳費等（マネキンは1日1人まで）	
	（5） <u>委託料</u> ・展示会等出展代行業務委託料等（商品買取代を除く）	
☐	領収書又は当該経費を支払った事実が分かるもの	
☐	経費の内訳が分かる資料（見積書、請求書等）	
☐	交通費においては経路図等の経路が分かるもの	
	申請者の確認書類	
	（1） 法人の場合 ☐ 会社概要（会社案内・パンフレット） ☐ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本） ☐ 直近3期分の決算書	※証明書類は発行後3か月以内のもの ※本社（主たる事業所）が町外の場合、「 法人設立・設置届出書 」の写しを併せて提出。 （証明書類等は内容に変更がなければ、1年度につき1回の提出で問題ありません。）
	（2） 個人事業主の場合 ☐ 開業届、または直近の所得税確定申告書第1表の控え ☐ 住民票（個人）	※住民票は発行後3か月以内のもの （書類は内容に変更がなければ、1年度につき1回の提出で問題ありません。）

※申請は、全ての補助対象経費の支出後30日以内もしくは、3月31日のいずれか早い期日までにご提出ください。（期日までに申請されなかった場合、交付の対象となりません。）

～添付書類に関する注意事項～

- ・開業届、所得税確定申告書及び法人設立・設置届出書は収受日付印があるものに限ります。なお、電子申告（e-Tax、eLTAX）による申告、申請を行っている場合は、受信通知を添付してください。
- ・算出根拠が外貨の場合、日本円に換算し、根拠とした申請日の為替レートが確認できる書類を添付してください。（金融機関のホームページの写しなど）
- ・上記のほか、町長が必要と認める書類を追加で提出いただく場合がございます。
- ・提出いただいた書類等は、採択の可否にかかわらず返却ができませんのでご了承ください。